**愛知県障害者差別解消推進条例の概要**

　この条例は、平成28年4月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

（平成27年12月18日制定）

１．基本理念

　**次の４つを基本理念として定めています。**

・全ての障害のある方が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

・全ての障害のある方が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

・障害を理由とする差別の多くが障害のある方に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害のある方になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

・県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

２．県、県民、事業者の責務

　**基本理念の下に次のとおり県、県民、事業者の責務を定めています。**

３．差別の禁止

　**障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **不当な差別的取扱い** | **合理的配慮の提供** |
| **国の行政機関・****地方公共団体等** | **禁止** | **義務** |
| **民間事業者**民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。 | **禁止** | **義務**（令和６年４月１日～）※令和６年３月31日までは努力義務※雇用の分野では障害者雇用促進法 |

**不当な差別的取扱いとは・・・**

障害のある方に対して、正当な理由なく、次に掲げる取扱いをすることをいいます。

　１　障害又は障害に関連する事由を理由としてする取扱いのうち、財・サービス又は各種機会の提供の拒否、これらの提供に当たっての場所、時間帯等の制限、障害者でない者に対しては付さない条件の付加その他の障害者でない者と異なる取扱い（障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置を除く。）

　２　障害者でない者と同一の取扱いであるが、結果として、障害者でない者に比して不利となる取扱い

※正当な理由に当たる場合とは、客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合です。

**合理的配慮の提供とは・・・**

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くため必要かつ適当な現状の変更又は調整（合理的配慮）を行うことが求められます。

※社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。（事物、制度、慣行、観念など）

※本人が意思表明をすることが困難な場合は、家族や介助者などが合理的な配慮を求めることができます。

※合理的配慮の提供は、代替手段を考えることも含め、建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応する必要があります。

　　正当な理由があり、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけなくてはならない場合や、負担が重すぎる

　ため、合理的配慮を行うことができない場合は、理由を説明し、理解を得るように努める必要があります。

４．県の取組

　**県ではこの条例に基づき次の取組を実施します。**

５．施行日

**公布の日（平成27年12月22日）**

　ただし、職員対応要領の規定は、平成28年1月1日

　事業者における障害を理由とする差別の禁止及び助言あっせん又は指導等の規定は、

　平成28年4月1日

６．一部改正

平成30年10月16日（平成30年10月19日施行）

平成31年 3月20日（平成31年 3月22日施行）

令和 5年10月19日（令和 5年10月20日一部施行、令和 6年 4月 1日全部施行）